

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【公表番号】特表2008-529235(P2008-529235A)

【公表日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2007-552791(P2007-552791)

【国際特許分類】

H 01 J 65/00 (2006.01)

B 01 J 19/12 (2006.01)

【F I】

H 01 J 65/00 B

B 01 J 19/12 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月21日(2009.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

  処理装置ないしリアクタであって、

  第1の電極を備えた少なくとも一つの誘電バリア放電ランプを有し、該少なくとも一つのランプの少なくとも一つの第2の電極が、ランプを取り巻く空間又はスペース内の導電媒体によって提供されるハウジングと、

  前記媒体と電気的に接触し、前記ハウジングとランプとの間の中間位置に配置されている少なくともひとつの導電体と、を備えている、

  ことを特徴とする処理装置ないしリアクタ。

【請求項2】

  前記ハウジングが導電性であって、少なくともひとつのランプにおける第3の電極を構成している、

  請求項1に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項3】

  少なくともひとつの第2の電極及び第3の電極は少なくとも実質的に同一の電位を有している、

  請求項2に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項4】

  少なくともひとつの第2の電極は接地電位に接続され、第1の電極に関連して、中間対電極として設けられている、

  請求項1に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項5】

  前記空間は、少なくともひとつのランプとハウジングとの間に延び、前記ランプの放射によって処理される導電媒体と、少なくともひとつの導電体とを備えている、

  請求項1に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項6】

  前記スペースは、少なくともひとつのランプとランプを取り囲むスリーブとの間に延び、導電媒体と少なくともひとつの導電体とを収容し、

前記ランプの放射によって処理される媒体を備えている前記空間は、スリーブとハウジングとの間に延びている、

請求項 1 に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項 7】

前記スペース内の媒体は、前記ランプが発生する放射に対して高い透明性を有し、空間内の媒体の導電性より高い導電性を有している、

請求項 6 に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項 8】

前記少なくともひとつの導電体は、前記少なくともひとつのランプに対して少なくともほぼ延びるロッド又はワイヤの形態で実現され、前記ランプが発生する放射に対して高い反射性をもった表面を備えている、

請求項 1 に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項 9】

前記少なくともひとつの導電体は金属製のロッドの形態で設けられ、前記ランプの半径方向に向けられた貫通孔を備えている、

請求項 1 に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項 10】

前記処理装置ないしリアクタにおいて、

前記少なくともひとつの導電体は、粗面化により表面積が増大させられた金属製のロッドの形態で設けられている、

請求項 1 に記載の処理装置ないしリアクタ。

【請求項 11】

前記少なくともひとつの誘電バリア放電ランプは、処理されるべき媒体がランプの軸線に対してクロスフロー方向に供給されるように、ハウジング内に配置されている、

請求項 1 に記載の処理装置ないしリアクタ。